

# 高齢者福祉住環境整備

ご自宅で自立して安全に住み続けるために、  
お体の状態に合った住環境改善や住宅改修を行いましょう！  
区が、対象工事費の4割～9割を助成します。

## \* こんな方が対象です \*

千代田区に住民票があり、  
現に居住している

65歳以上

日常生活の動作に困難があり  
住宅改修が必要と認められた



**注意**

※必ず**事前の申請が必要**です。まずはご相談ください。  
工事後の申請は受け付けられません。  
※間取りの変更を伴う**大規模改修等は対象外**です。

## \* 給付対象になる工事の種類 \*

### 介護予防住宅改修等給付

(要支援・要介護認定のない方)

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への便器の取替え
6. 上記に必要な付帯工事
7. 福祉用具(すのこ、浴用椅子、浴槽台バスボード、トイレ用手すり)の購入

### 自立支援設備改修等給付

(要支援・要介護認定のある方)

1. 浴槽の取替え及び  
これに付帯して必要な給湯設備等の工事
2. 流し・洗面台の取替え及び  
これに付帯して必要な給湯設備等の工事
3. 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事
4. 階段昇降機設置工事
5. ホームエレベーター設置工事
6. IHクッキングヒーター(据置型又はビルトイン型)の設置及びこれに付帯して必要な工事
7. 福祉用具(卓上用IHクッキングヒーター)の購入

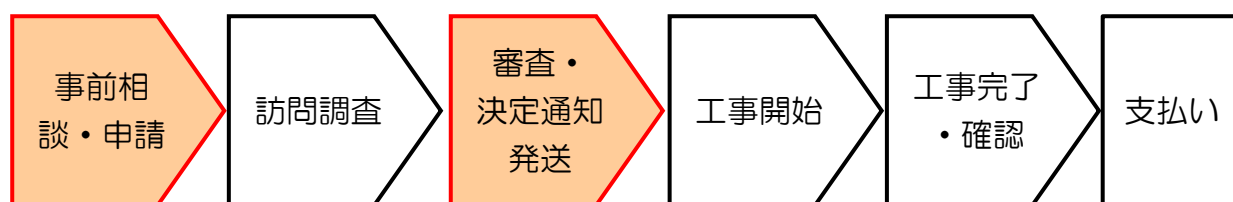
## \* 利用者負担額について \*



【 各工事の給付限度額 × 利用者負担率 ※ 】  
( +給付限度額を超えた場合の差額 +改修給付対象外工事費 )

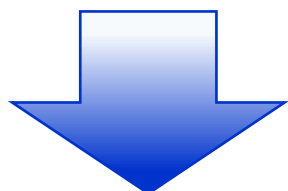
※利用者負担率……改修工事内容や利用者の保険料段階（第1段階～第18段階）によって、対象工事費の1割～6割をご負担いただきます。  
また、生活保護を受けている方は利用者負担額を免除します。

## \* 申請の流れ \*



**注意**

※申請から決定まで、おおむね1カ月程度かかります。  
※必要書類は、相談を進めていく中で順次揃えていきます。



詳しい説明・制度の内容は

**千代田区 高齢介護課 介護事業指定係**  
**電話：03-5211-4336（直通）**

ご相談は、お住まいの地域の高齢者あんしんセンターでも受け付けています。

高齢者あんしんセンター-麹町：03-3265-6141

高齢者あんしんセンター-神田：03-5297-2255

